

議員提出議案第2号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月30日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	寺 井	均
賛成者	〃	伊 東	光 則
〃	〃	石 井	良 司
〃	〃	赤 松	大 一
〃	〃	谷 口	敏 也
〃	〃	大 城	美 幸
〃	〃	野 村	羊 子
〃	〃	半 田	伸 明
〃	〃	山 田	さとみ
〃	〃	成 田	ちひろ

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第7条第2項の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の215」とする。

提案理由

期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

新	旧																
<p>(期末手当) 第7条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 2 <u>この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第7条第2項の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の220」とあるのは、「100分の215」とする。</u></p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(期末手当) 第7条 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																